

平成30年度各会計決算審査特別委員会（第2日目）

- ◎ 招集年月日 令和元年9月26日（木）
◎ 招集の場所 知内町役場 議場
◎ 開会日時 令和元年9月26日（木） 午前 9時35分
◎ 閉会日時 令和元年9月26日（木） 午前11時50分

◎ 出席委員

2番	成澤五郎	6番	吉田峰一
3番	笠松悦子	7番	花井泰子
4番	松井盛泰	8番	山田顕人
5番	木村一	9番	谷口康之

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫	戸籍住民係長	小林亮
副町長	大野樹	福祉医療係長	上村定子
総務企画課長	小田島伸二	保険係長	高田正志
生活福祉課長	鳴海英人	健康推進係長	笠松さおり
生活福祉課主幹	永田吉雄	包括支援係長	佐藤書子
税務会計課長	佐藤辰治	税務係長	佐藤雅明
産業振興課長兼 ものづくり推進係長	西野俊一	農業振興係長	沖津優也
まちづくり政策室長	三原知明	水産振興係長	上野真吾
建設水道課長	佐藤和人	林業振興係長	帰山淳一
教育長	本間茂裕	商工観光係長	赤松拓也
学校教育課長	帰山亮一	管理係長	(佐藤和人)
社会教育課長	松本泰行	土木係長	堂守真豪
知内高等学校事務長	長谷川将之	建築係長	澤田浩一
学校給食センター長	(帰山亮一)	管財係長	東出亮二
代表監査委員	西内貞治	上下水道技術係長	牧野覚
総務係長	石田由美子	上下水道事務係長	南和敏
財政係長	南一貴	学校教育係長	小林雪絵
まちづくり政策室係長	大谷晃介	社会教育係長	堂前哲也
企画振興係長	東出朋也	スポーツ振興係長	上野英孝

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永茂
議事係長	筒井俊介

平成30年度決算審査特別委員会議事日程

(第2号)

令和元年9月26日(木) 午前9時35分開議

日程	議件番号	議件名
第1	認定第2号	平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第2	認定第3号	平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第3	認定第4号	平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第4	認定第5号	平成30年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第5	認定第6号	平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第6	認定第7号	平成30年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委員長(松井盛泰)

改めて皆さん、おはようございます。

只今の出席委員数は8名でございます。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

先ほど本会議の中でもちょっとお話ございましたけれども、昨日で一応、総括質疑は終了致しましたが、今回、本会議で出ました教育委員会関係について総括質疑として皆さん方から質疑を賜りたいと思います。何かございますか。

8番、山田委員。

◎ 8番(山田顕人)

先ほど今、聞いたところ3件あったということであったんですけども、今、教育長4件と言われましたけれども、4件なんですか。わかりました。先ほど言われたとおりの解消されているということではあるんですけども、いじめってやはり習慣的なものになってしまう部分もありましてね、その後の追跡調査というか、その辺りどういうふうになっているのかなというふうに思います。

◎ 委員長(松井盛泰)

教育長。

◎ 教育長(本間茂裕)

いじめにつきましては日常性また継続性がありますことから、いじめの収束につきましては事案が発覚致しまして、収束をして3ヶ月間の期間、同じような状況が生まれ得ないこと、これが一つの条件となっておりますのでそういう観点で当該生徒の状況を見守

っているところでございます。

◎ 委員長（松井盛泰）

8番、山田委員。

◎ 8番（山田顕人）

3ヶ月と今、言いましたけれども、子ども達のやることなので継続性も出てきてしまうということもあると思いますので3ヶ月と言わず、6ヶ月でも1年でも見守ってやっていただければなというふうに思います。以上です。

◎ 委員長（松井盛泰）

その他、ございませんか。

9番、谷口委員。

◎ 9番（谷口康之）

教育長に、昨日ないってことで質問させていただいたんですけども、今、今回4件の発生ということで関連してですね、このいじめの部分と不登校の部分というものは、やっぱり関連している形になっているんですか。それ、まず一点。それからいじめの4件ってことは、学校によると小学校なのか、中学校なのか、高校なのか、その辺についてもわかるようでしたら、詳細をお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（松井盛泰）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

お答え申し上げます。まず、発生した校種は中学校でございます。中学校で4件の認知がなされたということでございます。それから不登校とそのいじめにつきましては、そのところは特定ななかなか出来ないというふうに認識をしております。

◎ 委員長（松井盛泰）

9番、谷口委員。

◎ 9番（谷口康之）

わかりました。ただ、やはり昨日も言いましたけど、やっぱりいじめの件はいろんな原因があって、そういうふうな段々積み重ねでなっていくのかなって。今、8番議員さんも言いましたけども、やはりいじめられる方ということは大変やっぱり精神的、肉体的な苦痛が伴うということで、やはり保護者なり、やっぱり学校の、やっぱり取り組みの意識ですよ。やっぱりこれは小さいうちに芽をつぶしてやらなきゃ駄目だという先生方の、やっぱりきちとした対応が、早期の力強いあれが必要だと思うものですから、やはり教育長もそういう形です、お互いに連携をしてですね、これからそういう形のものを力強くやってもらいたいと思いますけど。答弁あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（松井盛泰）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

お答え申し上げます。議員おっしゃるとおりですね、本当に予防、あるいはもし残念ながら認知するいじめが発生した場合ですね、早期の解消ということが大事だというふうに思っております。本町の学校におきましても、積極的に認知をしてこうというそういう動きで学校の方で取り組んでございます。例えば、いじめのアンケートを年2回実施して

おりますけれども、あるいは日頃の子ども達への観察、あるいは相談等を通じまして、年に3回北海道と連携して状況の調査をしております。その中でいじめを受けているかもしれないという件数がですね、平成29年度の実績で、町内で25件ございました。平成30年度におきましては88件に上っております。このことは学校がいじめ、あるいはいじめに繋がるような状況を早く発見をするという前向きな姿勢の表れとも考えております。議員がおっしゃるとおりですね、本当に日頃からの生徒観察、あるいは保護者との連携を密にしながらですね、予防そして早期解消に向けて努力をして参りたいと思います。

◎ 委員長（松井盛泰）

9番、谷口委員。

◎ 9番（谷口康之）

アンケートの部分ですよ、昨日も言いましたけども、やはり前に大きな事件ありました。アンケートが公になってしまったような形で、子どもさん達が大変苦痛なこととか、いろんな社会問題になったような部分ありましたものですから、やはりそのアンケートのですね、やはり年2回もやる訳ですから、出来ればまだ沢山やってくればいいんでしょうけども。細くやってくればいいんでしょうけど。ただ、その部分でですね、デリケートな個人情報ですね、そういうのがいつどういう形で漏れてしまうかということで、それが被害者の部分について、ますます大きな事件になって繋がるようなことになるかもしれないので、その辺十分にですね、気を付けてやってもらいたいと思いますけど、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（松井盛泰）

7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

一点だけ、今回のいじめに関してですね、スマホを使ったいじめという形にはなかったでしょうか。

◎ 委員長（松井盛泰）

教育長。

◎ 教育長（本間茂裕）

お答え申し上げます。4件の認知件数の中、1件はそういった状況があったと聞いております。

◎ 委員長（松井盛泰）

7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

残念ながら今、全国的にね、スマホを使ったそのいじめというのが増えているということでは、メディアルールでいろいろと対策は取ってらっしゃるといふふうに思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎ 委員長（松井盛泰）

質疑ございますか。

ないようでございますので、総括質疑を打ち切ります。

それでは本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございますが、昨日に引き続き、決算審査を進めて参ります。

● 認定第2号 平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（松井盛泰）

次に日程第1、認定第2号、『平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題と致します。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

西内代表監査委員。

◎ 代表監査委員（西内貞治）

それでは、国民健康保険事業特別会計審査意見を述べさせていただきます。

お手元の資料の20ページをご覧くださいと思います。

平成30年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の歳入総額は6億2,807万6千円、歳出総額は5億9,702万8千円で、前年度比では、歳入は21.1%の減、歳出は15.6%の減となっております。

本年度の実質収支は3,104万8千円の黒字となり、これから前年度実質収支を差し引いた単年度収支は5,761万9千円の赤字となっております。

次に決算状況ですが、①の歳入、②の歳出については、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをいただきまして、22ページの収納状況について、若干述べさせていただきます。平成30年度における保険加入世帯は659世帯で、平成31年3月末における町の全世帯数が2,079世帯となっており、加入割合は、31.7%となっております。そのような状況の中で、国民健康保険税における収納状況は、調定額が1億5,996万9千円に対し、収入済額が1億5,045万5千円で、収納率は94.1%となっており、そのうち現年度分は調定額1億5,008万8千円に対し、収入済額が1億4,677万6千円で、収納率は97.8%となっています。滞納分については調定額988万1千円に対し、収入済額が367万9千円で、収納率37.2%となっております。

また、現年度分の収入済額は、前年度と比較して667万3千円の増で、滞納分は62万3千円の増となっています。不納欠損処分額は、2件で11万5千円となっております。

なお、国民健康保険事業基金における平成30年度末の基金残高が7,852万9千円となっておりますが、基金の積立にあつては、被保険者にとって大きな負担とならないように留意していただきたいと思っております。以上でございます。

◎ 委員長（松井盛泰）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明を願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

それでは、平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明致します。平成30年度知内町各種事業会計歳入歳出決算書の見出し3の、国保会計2ページをお開きください。歳入から説明致しますが、千円単位とさせていただきます。また、国保会計につきましては、平成30年度から北海道が保険者となったため、前年度と対比が出来ない項目がございますので、ご了解願います。

収入済額の1款国民健康保険税は1億5,045万5千円で、不納欠損額については2件で11万5千円、未収額は939万9千円となっています。国民健康保険税から11款諸収入までの合計につきましては、6億2,807万6千円となっております。

次に歳出の支出済額の主なものを説明致します。国保会計10ページをお願い致します。

1款総務費ですが、1,026万8千円で前年度対比2,242万6千円の減となりましたが、平成29年度は都道府県化の準備としてシステム改修等の経費が発生した為であります。

2款保険給付費3億3,511万4千円、前年度対比6,310万2千円の減で、15.8%下がっています。主な要因としては、がんや筋、骨格疾病、精神疾患による入院費等の減少が大きく見られます。

次に3款国保事業費納付金につきましては、1億5,809万2千円です。

8款保険事業費は386万9千円、前年度対比で44万6千円の減です。

9款基金積立金に7,852万9千円です。

11款諸支出金は平成29年度の国庫補助金に対する償還金が主なものです。

歳出総額は5億9,702万8千円となっております。なお、被保険者数につきましては30年度末で1,127人、前年度対比45名の減となっております。世帯数は645世帯で、前年度対比26世帯の減少です。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 委員長（松井盛泰）

説明が終わりましたので、これより歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございますか。

7番、花井委員。

◎ 7 番（花井泰子）

今、監査委員の文章にもありました。7,852万9千円という基金があるということで、被保険者にとっても大きな負担とならないように留意されたいというそういう意見でもあります。これは私、監査委員の意見の中では初めて目にする言葉です。私もずっとこれまで知内町の国保は近隣の木古内や福島から見ても高いなというふうに思っています。その中でも一般質問の中で来年度から資産割の部分を考えるというふうには言っておりますが、これまで資産割を44%も課している。そういう中で本当に町民にとっては低所得者の中では大変厳しいという国保税になっているというふうに思います。7割、5割、2割の負担軽減もありますけれども、しかし、町民の中の3割程度が国保に加入しています。そういうことを考えれば、私はもっと引き下げるべきだったというふうに思っています。何故こんなに積立金が残るのかという思いです。というのは普通一般会計のいろんな事業と違って、この国保税と後期高齢者もありますけれども、命に関わる問題です。そういう金額の中で積立金をこんなに残すというのはどういうものなのかというふうな思いであります。ですから、とてもこのやり方を承服するとは私は言えませんので、どういう今まで考えで国保をやってきたのかということ、まずお聞きしたいというふうに思います。

◎ 委員長（松井盛泰）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。平成30年度から北海道が保険者となった訳ですが、それ以前は知内町、町が保険者として単独で運営して参りました。その時は一人か二人の重篤の患者が出る度に給付費が上がりまして、それで支払が例えば赤字になったりというケースもございました。その中でですね、医療費に相当する分というのは国庫補助でも出るんですが、その不足分は国保税で賄わなければいけないという制度でございましたので、自ずからやはり医療費が高くなると翌年は保険税の見直しというものを掛けて参りました。ただ、30年度から北海道が保険者となることで予想以上にですね、医療給付費として支払う分が減少していったということもございまして、このような基金の額となっております。ただ今後、資産割を今、国保運営協議会でも協議しておりますが、資産割を無くして3方式での課税ということになりますと保険税の収入も減って参ります。そういった中で、もしそれで北海道に対する納付金が増えた場合は一部基金の取り崩しも考えなければいけないと思いますが、ただ突然の災害やそういったことで保険税が納付金の分賄えなくなるケースも考えられますので、一気に基金を使って保険税を下げるということは、なかなか難しいことだというふうに考えております。

◎ 委員長（松井盛泰）

7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

単純に言いますと、国保会計平成28年の収入から支出を差引いた残りは4,673万です。それから29年は8,867万、今年度は3,104万で、不用額これも今年度は5,417万という数が出ています。そういうことを考えれば、本当にこれでいいのかという思いでいます。本来、今までは他の町村は町民負担とか市民負担を下げるために一般会計から繰り出しもしている中で市民、町民のために頑張ってきた自治体も沢山あります。知内はただの一度もそういった一般会計からはお金を出したこともないというふうに私は思っているんですが、如何ですか。

◎ 委員長（松井盛泰）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

国保会計のですね、5ページ、ちょっとご覧いただきたいと思います。5款の繰入金の中で一般会計の繰入金として4,300万、一般会計から繰入はしております。保険料の軽減分もですね、2,600万国保基盤安定繰入金として一般会計から繰入をしております。また、先ほどですね、委員おっしゃられました歳入歳出の決算状況と致しまして、今年度実質収支と致しましては5,761万9千円の赤字というふうになっております。たまたま28年度、29年度のですね、医療費が大幅に下がったために8,866万7千円という実質収支が出てきた訳ですけども、これ医療費というのはその以前はどんどん変動している形でございました。ただ今後、北海道が保険者になることである一定の安定した医療費というのは見込まれると思いますので今後の方はですね、そういった中で保険税を引き下げる形で運営していきたいというふうに考えております。

◎ 委員長（松井盛泰）

7番、花井委員。

◎ 7 番 (花井泰子)

一般会計から繰り出しをしたというのは、平成30年度ですか。これが初めてですか。

◎ 委員長 (松井盛泰)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

毎年、制度上こういった形で繰入をしております。30年度が初めてではございません。

◎ 委員長 (松井盛泰)

7番、花井委員。

◎ 7 番 (花井泰子)

そうしますと、一般会計から繰り出していて不用額が出ているということはどういうこと何でしょう。

◎ 委員長 (松井盛泰)

保険係長。

◎ 保険係長 (高田正志)

ご説明致します。主に不用額が出ているのは、歳出の部分の保険給付費の部分でございます。一般会計の繰出金とはちょっと別の部分でございます。

◎ 委員長 (松井盛泰)

暫時休憩します。

休憩以前に引き続いて、会議を再開致します。

7番、花井委員。

◎ 7 番 (花井泰子)

私の計算の仕方が間違っていたのかなというふうなちょっと今、混乱をしています。実は、混乱をしています。ただ毎年毎年、その差額がお金が出ているそういう中で、例えば去年限度額を58万に上げながら今年はまた限度額を61万に上げました。他の町村のこと言ったらあれですけども、やはり限度額を61万に上げていないで頑張っているところとか、さっき言いましたお金の取り方ですか、資産割ですか、そういうものも取っていて非常に私としては知内の国保のやり方は町民に優しくないなというふうなずっと思っていました。ですから、少しでも安くしていただければそれだけ国保というのは勿論高齢者とそれから収入のない人も皆保険ですから入っているというそういう中身です。ですから、是非とも町民のことを考えて細かにやっていただきたいと、大雑把というふうには申し上げませんが、これからのことを考えて基金は貯めておかなきゃならないというふうにおっしゃいます。しかし、他の産業とかいろんなものと違って、さっきも言いましたけれどもこれは命に関わるものです。ですから、万が一足りない場合はみんな負担するというふうな考えもあってもいいというふうなそういうことで、3割も国保に入っていますから、低所得者の方ですよ。低所得者の方達が本当にこの知内で最後まで頑張って生きていけるその保証になる国民健康保険ですから、私はそういった意味で本当に真剣に取り組んでいただきたいというふうに思っています。何かありましたら。

◎ 委員長 (松井盛泰)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

今、国の制度です、61万円という限度額は国に合わせています。ですから、限度額を超えている今、40世帯ぐらいあります。ですから、限度額を超えている世帯もありますので、国の制度に合わせているということをご理解をいただきたいと思います。それから、議員にとっては優しくないという表現をされているんですけども、今まで4方式でやってきている訳ですね。ですから、その4方式の中で資産を持っている方についても負担をしていただくということをやっていますので。ですから、低所得者にとっては逆に資産割がある方については応分の負担をしていただくという方式を取っていますから、従って今、3方式にする方法で北海道の指導で今、考えていますけれども、これまでは4方式で資産を持っている方についてはその分負担をしていただくということで、低所得層についてはその分負担は無かったということで理解をしていただければと思います。

◎ 委員長（松井盛泰）

7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

その資産割のことなんですが、年金で暮らして、国民年金出た方がたまたま暮らしている方、でも資産はあります。家と土地が。そういう方も居るんです。ですから、資産があるからその家に住むということもあるんですが、資産があるから国保が高くなるという年金生活者の、少ない方はそういう方もいらっしゃいます。収入が沢山あって、資産も沢山あるんだったらそれはそれで資産割の生きる方法はあると思うんですが、土地と家を、古い家を持っていて、があるために資産割が掛かる、しかし収入は少ない。そういう人も居ることは間違いないです。ですから、そういう面でも来年度から見直すということですので、それは是非やっていただきたいというふうに思っています。終わります。

◎ 委員長（松井盛泰）

9番、谷口委員。

◎ 9番（谷口康之）

ちょっと細かい事で確認のためにお伺いします。先ほど課長の説明で人数がですね、1,127名で世帯数が645世帯と確か言ったと思うんですよね。監査の方を見ると世帯数が659になっているんですけども、この違いってどういうふうな形の違いなのか。それから人数が実績報告書を見ますと1,125名で、課長確か1,127名って。人数は今、わかりました。その辺について、もし違いがあるようでしたらお知らせ願いたいと思います。それから不納欠損の2件ありますよね。これについてどのような形で不納欠損になったのか、まずお知らせ願いたいと思います。それから未収入済額が940万近くあるんですけども、この辺についても資格証明書とかそういうものを出しているようだったら人数もお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（松井盛泰）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

まず、被保険者数の部分について私の方からご説明させていただきます。監査委員の報告にございますのは年平均の被保険者数ということでございます。それで私が先ほど申し上げました1,127名、それから645世帯というのは生活福祉課の実績報告書見出し4の10ページにございます。あくまでも3月末現在での比較ということでご理解いただきたいと思っております。

◎ 委員長（松井盛泰）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

不納欠損の関係につきまして私の方からご説明致します。不納欠損につきましては、28年3月23日に2件処分停止ということで3年が経過して今回、不納欠損ということになりますが、1件については1号適用ということで滞納処分をすることが出来る財産が無いということで1件。もう1件につきましては2号の滞納処分をすることによってその生活を逼迫させる恐れがあることからということで1件の、合わせて2件の11万4,800円の不納欠損ということとなっております。

◎ 委員長（松井盛泰）

保険係長。

◎ 保険係長（高田正志）

ご説明致します。本年9月1日の状況でありますけども、資格証が16名、短期証が6名交付しております。以上です。

◎ 委員長（松井盛泰）

9番、谷口委員。

◎ 9番（谷口康之）

不納欠損の部分について、今、課長の部分でしたら1件は当然ですけども、もう1人の方はこれによって生活が出来なくなるっていう部分なんですけども、その辺についてその前にもある程度きちっとした補助なりとかいろんな形でサポートなりとかっていう形でこれを発生しないような形で出来なかったのかなと思うんですけど、どうですかね。

◎ 委員長（松井盛泰）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

先ほど1号の方については、滞納処分する財産が無いということで生活保護の方を受給された方という形で処分することが、財産が無いという位置付け。もう1件の方、滞納処分することによって生活が著しく苦しくなるという部分につきましては、所得無い中で財産差し押さえる財産等も無いということでの処分停止、不納欠損ということになっております。

◎ 委員長（松井盛泰）

9番、谷口委員。

◎ 9番（谷口康之）

そしたら、わかるんですけど、私はそれが言いたかったんですよ。結局、もしなったら、そういう形で出来なかつたら取ることによって生活出来なかつたり、今言った生活保護という部分に対しての指導するとか、もし出来なかつたのかなと思うんですけど。今の場合でしたらまだそこまではいってないけども、それによって生活がもう大変厳しくなるということでの判断ということで、宜しいんですね。わかりました。

◎ 委員長（松井盛泰）

あと他、質疑ございませんか。

10番、伊藤議長

◎ 議長（伊藤政博）

昨日の7番議員の一般質問、そして今日のこの国保会計の中での質疑の中でちょっと気に

なることがあるんですが、税の4つの方式の収納の方向で今、ずっと昨日から聞いていますと、資産割の部分無くすような方向性ということで伺っています。現状今、4方式です。4方式で今、それぞれ所得割3割、均等割、平等割でいくらずつの今、金額になっているのか。その割合もちよっと教えてください。

◎ 委員長（松井盛泰）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

保険係長。

◎ 保険係長（高田正志）

ご説明致します。平成30年度の当初賦課時の状況でございます。まず医療分、これが所得割で千円単位でちよっとご説明致します。所得割が5,568万円。まず始めに金額を説明させていただきます。所得割が5,568万円、次に資産割が924万円、均等割と平等割ちよっと一緒になりますけども、3,912万円、月割り端数整理もございまして医療分の合計としましては1億455万円、これが医療分でございます。所得割の割合が53%、資産割の割合が9%、均等割と平等割を合わせたものの割合は38%でございます。

◎ 委員長（松井盛泰）

10番、伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

国保税、応能、応益というんですか。応能というのは支払う能力のある人、応益というのはそれぞれ受ける利益のある人という意味合いだったと思うんですが。応能で言えば所得と資産、応益で言えば均等割、平等割の部分だと思うんですね。原則論としては50:50に下さいというのが国の指導で、いろんな事情があるから6:4、どっちが6でも4でもいいんですが、6:4の範囲まで収めなさいということですが、今この割合聞くと所得と資産で62になってしまう。そういう意味では国の基準がちよっと応能の方がですね、高い割合が今まで知内の場合なっているんだらうなと思います。それで今回、資産の部分です、例えば924万丸々ただ無くしてですね、この分をどこかに付けるということをしていないのであればですね、多少9%のもんですから、かなりその辺の応能応益の割合が均衡してくるのかなという気は致します。ただ、ここで気になるのはこの約1,000万近い資産割をですね、今の状況の中で減らせるような国保の状況なのかなと。7番議員が先ほどからかなりいろんな形で国保会計余裕があるんじゃないかというご指摘であります。確かに今回の決算見ますと繰越が3,100万で更に基金に7,800万積んでいますから、単純に見ると1億円近い今回剰余金が出たと。ただ、この中でも副町長言われたとおり8,800万の繰越金がありますからその部分を引けば2,000万程度ということになります。更にはその繰越の8,800万も前年の4,000万もありますから、いろんな意味で言いますと、いろんな部分で繰越ながらですね、繰越が貯まってきたから今回こういう形で1億近い見かけ論ですね、金額なんです、それで資産の国保の基金なんですけども、かつてやはり1億までいきませんが7,8,000万の基金があったんですけども、いろんな事情と言いますか医療費が高騰してきてですね、どんどんどんどん減ってきてですね、最終的には確か28年からだと思うんですが28、29と基金、0でした。それだけ今まで基金を繰越し、使いながらですね、やってきて今回そういうことでのいろんな国保税の改定もありますし、医療費も下がってきた傾向もありますし、医療費も下がってきたのも予防効果が出てきたのかなという

気も致しますけども、たまたま今年度そういうことでいろんなものが積み重なってですね、7,800万の基金が積めるという状況になってきています。ただ、これも先ほどから生活福祉課長言われたとおりですね、安定したものではない訳でいろんな状況でこの辺は変わってくると、ただ7,800万の基金が良いのか、知内の財政規模から言いまして5,000万が良いのか、少し議論の余地があるところですけども、こういう状況の中で直ちにですね、資産割を無くすということ如何なものかと私は懸念致します。もう少し何年か様子を見ながらですね、するべきではないかという気が致しますけども、この辺の見通しなりですね、考え方についてお尋ねします。

◎ 委員長（松井盛泰）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。先ほどもご説明致しましたとおり北海道が保険者となったことで医療費分というのがですね、さほど変動もしてこなくなったと。例えば2人か3人、重篤な患者さんが入院することによって大きく国保会計に影響与えていたものが今度は緩やかに、かなり緩やかに平均的に医療費の負担ということが北海道に対してするということで平準化になってきております。そう言った意味で実質収支では5,700万の赤字というふうにはなっておりますが、繰越金と致しましても今回3,100万程ございます。当面ですね、保険税を例えば資産割分が下がったとしても、今度応能と応益の割合が大体所得割で58%程度、それから応益でですね、52%ぐらいというふうにごく平均の方に段々近づいていく形になるので、ここで仮に資産割を無くして応能の、応益の方を上げるという形をとるとまた国保税、低所得者にとっても負担が増えるという形になりますので、まず来年度に向けてですね、3方式にすることで少し1、2年様子を見た中で北海道が更にこれから令和5年に向けて、北海道が標準的な税率というのをおおよそ示すような形になりますので、それに向けてですね、うちの町の方でも保険税の改定を行っていきたいというふうを考えております。ですから、当面は資産割を減らして3方式にしたとしても、やりくりは出来るというふうには考えております。

◎ 委員長（松井盛泰）

10番、伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

出来るというならそれを信じると言いますか、確かに900何十万全体的にですね、減る訳ですから町民にとって喜ばしいことなんです。ただ、先ほどから説明聞いていると、片方では大変厳しいからどうなるかわからないからある程度の基金持たなきゃいけないと言いながら、片方ではそういうふうには下げなきゃいけないとあって、保険料ですね、下げる余地があるんだと言い方されると、どっちが本当なのかなって正直なところ思いますよ。本当にこれから変動に対応していくためにはある程度の基金が必要なんだという。私はどっちかってそっちの方取る訳でして、そして先ほどから言われることですけども、低所得者に優しくないような言い方される方も居ますけども、実際にはこういうふうに応能の部分ですね、今まで国の基準以上にいわゆる所得のある人方に負担を掛けながらきている訳でして、この辺資産割を減らすことによってそれがある程度解消される訳ですけども、確かに道の指導もあるかもしれませんが、資産割そんなに急速にですね、無くすと、0にすることまで考えなくてもいいんじゃないかなと。もう少しやっぱり1、2年様子を見ながら慎重でもいいんでな

いかなど。本当にこれから今までのようにその町の本当に医療費の件で大きく変動する訳でなくて、北海道全体がなってきましたからかなり平準化されてきてですね、その辺は安定した給付金の額になるんだと思います。そういう見通しがきちんとたってからでも私は遅くないでないかなという気が致します。これ以上のことは求めませんが、その辺を含めて国保運営委員会等でですね、十分審議していただきたいと思います。以上です。

◎ 委員長（松井盛泰）

その他、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

7番、花井委員。

◎ 7番（花井泰子）

反対討論をさせていただきます。先ほどからの議論の中で実は私も考え違いをしていたところもありましたが、しかし16人もの資格証を渡しているということでは、その資格を持っている人は勿論保険証じゃないですから、一旦病院に掛かるときは全額払わなければならない。資格証明書は。そうしますと、手元にお金が無ければ病院には行けないんです。そういうことなんですね。資格証明書というのは。ですから、私はもっと町民に優しい保険税にさせていただきたいということをお願いして、反対討論と致します。

◎ 委員長（松井盛泰）

今、反対討論出しましたが、賛成討論ございますか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、これから認定第2号を採決致します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数でございます。したがって、認定第2号、平成30年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定すべきものと決定を致しました。

● 認定第3号 平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（松井盛泰）

次に日程第2、認定第3号、『平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を議題と致します。

お諮り致します。

監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を、歳入歳出一括説明願います。

生活福祉課長

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

それでは、平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明致します。

す。

見出し4の、後期会計1ページをお開きください。歳入総額は6,931万3千円、歳出総額は6,900万円で実質収支額は31万3千円となっております。

それでは、後期会計2ページです。歳入から説明致しますが、千円単位とさせていただきます。

1款後期高齢者保険料は3,976万5千円で、不納欠損額については2件で800円、被保険者の死亡によるものです。未収額は95万7千円となっております。3款繰入金につきましては2,827万3千円、4款繰越金、126万3千円を含めた歳入合計額は6,931万3千円となっております。

次に歳出です。後期会計5ページをお願い致します。1款総務費は327万2千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金については6,446万5千円となっております。3款諸支出金は126万3千円で、合計額は6,900万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 委員長（松井盛泰）

説明が終わりましたので、これより歳入歳出一括質疑を賜ります。

質疑ございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これより認定第3号を採決致します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成30年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定を致しました。

● 認定第4号 平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（松井盛泰）

次に日程第3、認定第4号、『平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』を議題と致します。

お諮り致します。

監査委員の審査意見及び質疑は省略致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。そのように取り扱います。

次に歳入歳出決算について、決算内容を歳入歳出一括説明願います。

生活福祉課長

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

それでは、平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明致します。

見出し5の、介護会計1ページをお開きください。

歳入総額は5億2,088万1千円、歳出総額は4億9,713万9千円で、実質収支額は2,374万2千円となっております。

それでは、介護会計2ページです。歳入から説明致しますが、千円単位とさせていただきます。保険事業勘定の1款保険料9,932万8千円で、前年度対比で77万7千円の増となっており、不納欠損額は28名分で336万6千円、未収額は177万円となっております。1款保険料から3ページの8款諸収入までの歳入合計額は5億1,942万5千円となっております。保険事業勘定と4ページの介護サービス事業勘定145万6千円を合わせまして、総合計は5億2,088万1千円でございます。

次に歳出を説明致します。介護会計14ページをお願いします。保険事業勘定の1款総務費は929万9千円で前年対比431万4千円の減ですが、平成29年度においてシステム改修があったことによるものです。2款保険給付費につきましては3億8,443万円で前年対比で733万8千円の減となっております。3款基金積立金は2,478万7千円、4款地域支援事業費は5,012万9千円で前年対比364万6千円の減となっております。5款諸支出金は2,703万8千円で前年対比1,296万1千円の増、平成29年度介護給付金国庫補助金の返還金によるものです。合計につきましては、4億9,568万3千円です。16ページの介護サービス事業勘定、1款諸支出金につきましては145万6千円で保険事業勘定と合わせまして、4億9,713万9千円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 委員長 (松井盛泰)

説明が終わりましたので、これより歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございますか。

9番、谷口委員。

◎ 9 番 (谷口康之)

課長ちょっとお伺いします。不納欠損の28名ですか、この中にもあるんですけども、その内容をちょっとお知らせ願いたいと思います。それから監査意見の中で時効という言葉が出てきているんですが、この時効というのはどういう理由で時効になるのか、まずあったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (松井盛泰)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

生活福祉課長、この決裁はですね、3月20日に決裁しておりますので、当時今の担当課長でありませんでしたので、私の方から説明をさせていただきます。介護保険料につきましては滞納者の不納欠損分ということで、65歳以上の第1号被保険者で年金からの特別徴収以外の普通徴収の対象者であります。対象者は28名、保険料については平成19年度から平成28年度までの10年間分の総額336万5,831円ということになっております。それで介護保険料につきましては、介護保険法によりまして納期限の翌日から起算して2年で消滅するという、時効になるということです。税法でいきますと町税は5年ということになるんですけども、介護保険は2年で時効になるということです。それで今回10年間分一括で不納欠損処分しておりますけれども、時効の中断ということでその要件としては督促、それから分納誓約、それから強制執行ということで差し押さえということで、いろいろそうい

う手順があるんですけども、督促については1回目は納期限の翌月の20日が1回目の督促する訳ですね。その後、毎月督促をしていきますけれども、中断する要件として督促だけでは駄目だということになりますので、当然分納誓約なり強制執行ということを実施することになります。分納誓約については実施してはいるんですけども、2年間でまた時効になるんですね。ですから、何回か分納誓約を繰り返してきてはいるんですけども、たまたま2年以上経過したものについては、一括で時効を経過したものについては不納欠損処分をしなければいけないという当時の担当課長からの説明をいただきましてですね、我々町長と二人でだいぶ思案したんですけども、この時点で精算しないと今後についても引き続きまた滞納処分ということで残っていく訳ですね。ですから、滞納ということで残っていく訳ですので、それについてはやはりある時点で整理をしなければいけない。時効が成立しているものがある訳ですから、当然するというので今回28名の方について時効の該当になった分、10年間分336万5千円を不納欠損ということで処分をさせていただきました。以上でございます。

◎ 委員長 (松井盛泰)

9番、谷口委員。

◎ 9 番 (谷口康之)

副町長の言うのは大変2年間ということになると、取る方にとっては大変時間がない形だと私思うんですよ。そうしますとですね、この未収入の部分で177万についても、これだって今の副町長の説明であれば2年間の内にきちっと方を付けなかったら、また時効の扱いという形になってしまう恐れが出てくるんですかね。

◎ 委員長 (松井盛泰)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

先ほどこちょっと説明したんですけども、2年間で時効になるんですけども、きちんとした手続きをすることによって、例えば面談をして分納誓約をしますよという約束をきちんと交わすことによって、それを2年経過しない内に、また次の2年来る前に分納誓約を取ることによって時効成立しません。中断になるということになりますので、そういうことできちんとした作業をすることによって、それは時効にはならないということになります。

◎ 委員長 (松井盛泰)

9番、谷口委員。

◎ 9 番 (谷口康之)

それはわかります。ただ、やはり今、変な話何回も請求書出していけば出している内はまず必ず時効はないということで宜しいんですね。

◎ 委員長 (松井盛泰)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

督促を出すことによって時効は止まるということにはならないんです。ですから、きちんと面談をして払っていただきますよという約束をする分納の約束をして判をいただくという作業が必要だということです。ただ、その作業をこれまでのものについては、少し職員の方で手続きをしていなかった部分があるということです。

◎ 委員長 (松井盛泰)

9番、谷口委員。

◎ 9 番 (谷口康之)

しつこいようですけど、今回そういう形で内部的なちょっと問題があったのかなということ。そうしたらこれからですね、最もないように十分気を付けて業務を遂行してもらいたいと思います。それからもう1件ですね、今回18ページですか、歳出の部分で15ページですか。不用額が全体で1,570万ぐらいあるんですけども、この主な要因はどのような形でこうなったのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (松井盛泰)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

不用額の合計が1,569万1,904円ということでこの殆どがですね、保険給付費、14ページの保険給付費と介護サービス等給付費になっております。これにつきましてはですね、本来は減額補正とかをすればいいんですけども、3月の議会の議案を作る段階ではですね、まだどれぐらい給付費が掛かるかというのがはっきり、医療費と同じでですね、読めないという状況がございましたので、この部分どうしても残ってしまう形になっております。また落とすすぎて足りなくなってしまうということにもならないようにということで、少し多めに予算を取っているという形になります。以上です。

◎ 委員長 (松井盛泰)

あと質疑ございませんか。

8番、山田委員。

◎ 8 番 (山田顕人)

先ほどの9番議員さんの欠損の話なんですけども、28人分欠損するということであるんですけども、この28人の方は町民サービスというものは今現在も受けられているんでしょうか。

◎ 委員長 (松井盛泰)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

当然、町の条例からいくとサービスは受けることは出来ません。それともう一つですね、税と違ましてこの対象者28名の方についてはですね、死亡した方それから転出した方を除いてですね、残りの方については介護認定を受けてですね、介護サービスを受ける時には時効により保険料納付出来なくなった分、未納期間ある訳ですから、これについては一定期間保険給付が減額されまして、利用者負担割合が変更されることになります。したがって今、介護保険受けている人については大体1割です。ですけども、この25名ぐらいになるんですけども、25名については介護保険料納付していませんので100%自己負担ということになる場合もあります。ですから、10年間遡って納めていただくと1割の負担ということになるということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長 (松井盛泰)

8番、山田委員。

◎ 8 番 (山田顕人)

昨日も申し上げましたけども、やっぱ公平・公正の部分でその辺しっかりしていただきたいなという部分と、職員の不手際で手続きが出来なかったというのはどういうことなんでし

ようか。

◎ 委員長（松井盛泰）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

実は平成25年にも一般会計、それから国保会計で不認定になりましてですね、当時、町三役それから議会の皆さんの報酬の減額ということもしております。その当時、知内町の債権の管理に関する条例ということで、要するに町の債権の管理を適正に期するというので条例を作ってますね、職員もきちっと対応しなさいよという条例を作っていた訳です。ですから、その時点ではある程度の事務処理はされていたんですけども、その後の事務の引き継ぎ、職員の異動等による事務の引き継ぎが十分なされていなかったと。それから税務担当との情報共有が少し不十分だったというようなことがありましてですね、今回のような事案になったということで大変重く受け止めておりまして、今後このような事のない再発しないようにですね、努めていきたいということで思っております。

◎ 委員長（松井盛泰）

質疑ございますか。

8番、山田委員。

◎ 8 番（山田顕人）

今の答弁の答えなんですけれども、残りのね、170万くらいですか、まだ未収金が残ってるということで、その辺も含めまして厳しくやっていただきたいなと思います。以上です。

◎ 委員長（松井盛泰）

あとございませんか。

10番、伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

今、副町長からお話あったとおりですね、平成25年にですね、一般会計や国保中心にかなりの部分が時効になりました。そういうことでそれも見過ごしてきた議会も責任あるということで、先ほど副町長言われたとおり町三役を始め議会の方も減額、給料のですね、返納した部分があります。ですから、私としては平成25年にこの部分は全部綺麗になってですね、収まってきたと当然思っているんですね。そうすると今聞きますと平成19年分からということです。始めの説明聞いた時はあの時どうしたなというふうにはまず思いしたんですが、お話聞いていると多分その後、時効中断の手続きをずっと繰り返しやりながら来たんだろうと思うんですね。ですから、実際に時効中断の手続きをやってなかったのは、いつからなんですか。それ、まずお尋ねします。

◎ 委員長（松井盛泰）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

担当からはですね、平成26年には実施しているということであります。

◎ 委員長（松井盛泰）

10番、伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

平成26年まで実施したということは27年以降ということで、その2年間過ぎているということで今回、時効という処分になったんだろうと思います。それはいろんな事情がある、

先ほど説明を受けましたので理解するとは言い難いですが、事実の認定としてはわかりました。先ほども言いましたけども、知内町はいろんな意味でですね、今まで税を含めてですね、平成24年から税の公平感ですとか、町民との公平感ということでいろんなものはですね、きちっとみんなに納めていただくと、そういう為には今までまあまあなあやってきた部分もやめて税なんか特に強制徴収もすると強い姿勢で臨んで来てですね、収納率も99とか98とかですね、非常に高い収納率を納めてきていると。議会の一部の議論の中では渡島の滞納整理機構にも、もう加盟しなくてもいいんじゃないかというぐらいまでの税務系の皆様の努力になってきています。その一方で、一生懸命努力している一方ですね、他の部分がですね、こんなふうに留守になってくと、家賃収入もそうなんですけども、これもなかなか私的財産で押えるのが難しいという部分もありますけども、そういうふうにはですね、町職員一丸となってですね、いろんな町の債権をきちっと納めていただくと。当然、そう出来ない場合にはですね、それを抑制するためにもサービス制限条例も作っている訳ですから、そして一方では私的債権についての時効や様々な部分で不納欠損に落とすのに今までは手続きが難しかったんですけども、それも債権の管理条例作ってやむを得ない場合は、手続きを進めばそういう手続きが出来るんだという制度も作っています。一方ではそういうことも対応している訳ですから、是非ともその辺のことにきちんと実行しながらですね、町職員の皆さんにもその辺の意識、引き継ぎをしながらですね、今後このようにないようお願い致します。以上です。

◎ 委員長（松井盛泰）

あとございますか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ございますか。

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

今回、このような形になったことは大変残念な事なんですけども、やはりですね、今、副町長が言いましたけども、やはり内部の事ですね、やはり町民に対して税の公平感というものは大変損なわれてしまっているということは、私は大変危惧をしています。予算委員会の時も言いましたけども、やはり総務課長にも言いましたけども、やはり内部の形ですね、仕事にならない職員が結構発生したということで、そういうことも私はある程度加味しているのかなということは私は思いますので、今回はこういうことをもう少しきちっとやってもらいたいということで、介護保険の場合は私は反対をしたいと、不認定にしたいと思います。

◎ 委員長（松井盛泰）

今、反対討論出ましたが、賛成討論誰かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決致します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定するに賛成の方の起立を求めます。

（ 起立少数 ）

起立少数です。したがって、認定第4号、平成30年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定しないものと決定を致しました。

ここで暫時休憩致します。
再開は11時5分とします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時05分)

休憩以前に引き続いて、会議を再開致します。

● 認定第5号 平成30年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長 (松井盛泰)

次に日程第4、認定第5号、『平成30年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題と致します。

お諮り致します。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算並びに主要施策・事業等説明資料の10ページから11ページに基づき、決算内容を歳入歳出一括説明願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

平成30年度知内町公共下水道事業特別会計決算についてご説明致しますので、見出しナンバー6、決算書2ページをお開きください。

なお、歳入につきましては、収入済額、歳出につきましては、支出済額でご説明致しますのでよろしくお願い致します。

まず、最初に歳入であります。1款使用料及び手数料、3,823万1,666円、2款国庫支出金、527万5,800円、3款繰入金、1億80万円、4款繰越金、640万799円、5款諸収入、6,696円、6款町債、260万円、歳入合計1億5,331万4,961円であります。

続きまして、歳出をご説明致しますので5ページをお開きください。歳出であります。1款総務費、8,123万3,497円、2款公債費、6,943万5,143円、歳出合計1億5,066万8,640円、歳入歳出差引残額264万6,321円であります。

続きまして、平成30年度主要施策・事業を説明させていただきますので、主要施策の資料10ページをお開きください。各設備の更新を迎え、計画的に更新を目的とした公共下水道全体事業・事業計画変更業務を、前回の計画期間満了及び見直しにより531万4千円で実施しております。また、マンホールポンプ非常用通報装置更新を森越地区・涌元地区におきまして523万8千円で実施しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長 (松井盛泰)

説明が終わりましたので、これより歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、谷口委員。

◎ 9 番 (谷口康之)

決算書の2ページの部分で、今回の未収入の分が25万5千円発生しているんですけど、その件数と内容をお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (松井盛泰)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

ご説明致します。滞納者につきましては37名分です。1名当たりの最大につきましては13ヶ月分、約2万5千円となっております。しかしながら、この方々は遅れながら全て支払っていただいておりますので、多少時間は掛かっておりますけども、支払に応じていただいております。

◎ 委員長 (松井盛泰)

9番、谷口委員。

◎ 9 番 (谷口康之)

そうしたらこの金額は大体ほとんど今、言ったように会計年度締めてからでも払ってもらっているって言うか、大体0っていう感じで理解して宜しいんですか。

◎ 委員長 (松井盛泰)

上下水道事務係長。

◎ 上下水道事務係長 (南 和敏)

ご説明します。現在今の数字の方については、会計の締めた時点の数字となっております。課長からの説明です。今現在、8月1日現在の中では件数が大幅に減っております。21件、17万2,500円の滞納となっております。それで引き続き分納していただいているので、古い分については徐々に減っていくような形になっております。

◎ 委員長 (松井盛泰)

あと他、ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第5号を採決致します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、認定第5号、平成30年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定を致しました。

● 認定第6号 平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長 (松井盛泰)

次に日程第5、認定第6号、『平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳

入歳出決算認定について』議題と致します。

お諮り致します。監査委員の審査意見及び質疑は省略致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計決算についてご説明致しますので、見出しナンバー7、決算書の2ページをお開きください。なお、歳入につきましては収入済額、歳出につきましては支出済額でご説明致しますので、よろしくお願い致します。

歳入であります。1款使用料及び手数料、321万608円、2款繰入金、1,750万円、3款繰越金、94万3,280円、4款諸収入、ありません。5款国庫支出金、500万円、歳入合計2,665万3,888円であります。

続きまして、歳出をご説明致しますので5ページをお開きください。歳出であります。1款総務費、1,495万704円、2款公債費、1,123万5,974円、歳出合計2,618万6,678円、歳入歳出差引残額46万7,210円であります。

続きまして、平成30年度主要施策・事業等説明をさせていただきますので、資料11ページをお開きください。農集においても各設備の更新時期を迎え、計画的に更新を目的とした農業集落排水設備機能診断・最適整備構想策定業務を560万7千円で実施しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長 (松井盛泰)

説明が終わりましたので、これより歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございますか。

9番、谷口委員。

◎ 9 番 (谷口康之)

今も公共下水道も同じように農業集落も未収額は5万3千円発生していますが、同じような理由ということで理解して宜しいんですか。それからですね、今回の不用額ですね、38万4千円ということで、この辺についての主な理由はどのようなものになっているのかお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (松井盛泰)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

最初に未収金の方の説明を致します。現在4件であります。最多の方は17ヶ月分滞納しておりまして約3万円に至っております。その方につきましても今年度につきまして一部分支払いただいておりますので、今後減っていく予定であります。それと不用額38万円のお話ですが、緊急対応で予定しております需用費にあります部分がですね、利用しなかったという形になります。以上で説明を終わります。

◎ 委員長 (松井盛泰)

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第6号を採決致します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

起立多数でございます。したがって、認定第6号、平成30年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定を致しました。

● 認定第7号 平成30年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 委員長 (松井盛泰)

次に日程第6、認定第7号、『平成30年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』を議題と致します。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

西内代表監査委員。

◎ 代表監査委員 (西内貞治)

それでは、平成30年度知内町水道事業会計の決算審査意見書について述べさせていただきます。

なお、この会計については、一般会計に準じて審査を実施致しましたので、水道事業会計の1ページの1から4につきましては、省略させていただきます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。平成30年度の収入総額は、消費税抜きで1億2,993万円、対前年度比では651万3千円(4.8%)の減、支出総額は同じく1億2,589万6千円、対前年度比では817万3千円(6.9%)の増となっており、純収益は403万4千円となり、対前年度比では1,468万6千円(78.5%)の減となっております。

主な要因につきましては、工業用水量の減少に伴う水道料金の減少のため、給水収益が646万4千円の減額になったこと、及び水道施設運転維持管理業務委託料の増加のため、原水及び浄水費が1,408万1千円の増額になったことによります。

また、収益率は、103.2%で対前年度比12.7ポイントの減となり、総配水量に対する有収率は、70.6%で対前年度比9.3ポイントの減となっております。

資本的収入及び支出では、資本的収入が消費税込みで855万1千円、対前年度比では270万6千円(46.3%)の増となっております。資本的支出においては、消費税込みで5,383万9千円、対前年度比では1,196万3千円(18.2%)の減となり、差引不足額4,528万8千円は、過年度損益勘定留保資金3,283万6千円、及び減債積立金914万1千円、それと当年度分消費税及び地方消費税調整額331万1千円により補てんしたものであります。

平成30年度末の水道料金等滞納状況につきましては、4ページの表5のとおりとなっており、水道料金等滞納につきましては、計画的に分納方式を取っていると同時に、戸別徴収

に鋭意努力しているものの、平成30年度末の滞納は件数で254件、金額で464万8千円であり、件数で5件、金額で42万9千円の増となっておりますが、これは、平成31年3月分使用料の一部が翌月の納入処理になったことによるものであり、実質的に一時的なものです。

未払金、預貯金等及び企業債につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをしていただきたいと思います。

以上のことから、工業用水量の減少に伴う水道料金の減少及び水道施設運転維持管理業務委託料の増加により、純収益は前年度と比較して大きく減少しています。

今後、予想される施設及び管路の更新工事等により、将来にわたり厳しい経営状況や資金不足も懸念されることから、知内町水道ビジョンに基づき長期的な経営の安定化を図るため、早い段階において将来的な料金水準と料金体系について示されるように望むところであります。以上でございます。

◎ 委員長（松井盛泰）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これより監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に決算書及び主要施策・事業等説明資料の11ページに基づき、その内容について、収入支出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

平成30年度知内町水道事業会計決算について、ご説明致します。

見出しナンバー決算報告書1ページをお開きください。（1）収益的収入及び支出であります。収入からご説明致します。

1款水道事業収入で決算額1億3,858万3,854円。内訳と致しまして、1項営業収益、1億1,761万6,651円、2項営業外収益で2,096万7,203円、3項特別利益、ございません。

次に支出であります。1款水道事業費用で決算額1億3,178万3,442円。内訳と致しまして、1項営業費用が1億2,469万6,113円、2項営業外費用、708万7,329円、3項特別損失、4項予備費はございません。

（2）資本的収入及び支出であります。収入からご説明致します。1款資本的収入で決算額855万640円。内訳と致しまして、1項他会計補助金130万7,840円、2項工事負担金395万2,800円、3項補償金329万円あります。

次に支出であります。1款資本的支出で決算額5,383万8,547円。内訳と致しまして、1項建設改良費で4,469万7,204円、2項企業債償還金914万1,343円です。資本的収入額が資本的支出額に不足する4,528万7,907円は、当該分消費税及び地方消費税調整額331万904円、減債基金914万1,343円、過年度損益勘定留保資金3,283万5,660円で補填致しました。

次に3ページをお開きください。平成30年度知内町水道事業損益計算書であります。1の営業収益は、（1）の給水収益から（3）のその他営業収益までの合計で1億897万8,

111円であります。2の営業費用は、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費までの合計で1億2,256万2,771円であります。3の営業外収益は、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益までの合計で、2,095万1,752円であります。4の営業外費用は(1)の支払利息333万2,729円であります。経常利益及び当年度純利益が403万4,363円、前年度繰越利益剰余金が49万9,915円であります。その他処分利益剰余金変動額914万1,343円で、その他未処分利益剰余金変動額は今年度の起債償還金相当額で、現金の伴うものではありません。一度利益として計上し、剰余金処分により組入金資本金に積み立てる扱いとなっております。最後に、当年度未処分利益剰余金1,367万5,621円あります。

続きまして、4ページをご覧ください。剰余金計算書の説明は省略させていただき、5ページの平成30年度知内町水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明致します。当年度末の未処分利益剰余金が1,367万5,621円あります。その内、今回提案致します議会の議決による処分数額1,300万円で、この1,300万円は建設改良費に積立てるものであります。処分後の残高が67万5,621円となり、繰越利益剰余金とするものであります。この剰余金処分計算書(案)は議決となっておりますので、議決いただきますよう、よろしくお願い致します。

続きまして、6ページになります。資産の部をご説明致します。1の固定資産は(1)の有形固定資産で12億926万7,216円あります。2の流動資産が(1)の現金預金から(6)の仮払消費税までの流動資産合計3億9,179万2,739円で、資産の合計が16億105万9,955円あります。

続きまして、7ページ、負債の部です。3の固定負債は企業債で1億8,735万6,603円で、固定負債の合計が1億8,735万6,603円あります。4の流動負債は、(1)の企業債から(5)の預り保証金までの流動負債合計が2,013万8,033円あります。5の繰延収益が(1)の長期前受金から(2)の長期前受金収益化累計額と合わせて5億3,700万2,043円あります。負債合計は7億4,449万6,679円あります。

続きまして、資本の部になります。8ページをお開きください。6の資本金は、(1)の自己資本金が5億1,136万2,426円で、自己資本金合計も同額であります。7の剰余金は、(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金を合わせて2億7,544万2,014円あります。剰余金と資本金を合わせた合計が8億5,656万3,276円あります。負債と資本を合わせた負債資本合計が16億105万9,955円あります。

続きまして、9ページをお開きください。平成30年度知内町水道事業キャッシュ・フロー計算書であります。1の業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益から支払利息までの合計で3,046万2,016円あります。2の投資活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費からその他の投資までの合計で、マイナス3,283万5,660円あります。3の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債の返還分でマイナス914万1,343円あります。1の業務活動によるキャッシュ・フローから3の財務フローによるキャッシュ・フローの合計が資金減少額が1,151万4,987円で、資金期末残高が3億8,219万2,403円あります。なお、10ページの注記から26ページの企業債明細書までの説明は省略させていただきます。

続きまして、平成30年度の主要施策・事業等について説明させていただきます。資料の

11ページをお開きください。更新時期を迎えている浄水場の電気計装設備、電気設備の更新合わせて1,743万1千円で実施しております。また、漏水対策として延長126m国道228号線元町配水管の更新を1,058万4千円で行っております。また、老朽化致しました消火栓を計画的に4基更新を湯の里地区と涌元地区2地区で395万3千円で実施しております。以上で、水道会計の決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長（松井盛泰）

説明が終わりましたので、これより収入支出一括質疑を行います。

質疑ございますか。

9番、谷口委員。

◎ 9番（谷口康之）

監査意見にも出ていましたけども、今回、監査意見の2ページに載っていますけども、有収率がかなり下がっているという、その辺の要因を一つお知らせ願ひたいと思います。それからですね、今回、水道の使用量がかなり下がっているのは、これはやっぱり大口ユーザーの方がやっぱりかなり使わないということに理解して宜しいですか。

◎ 委員長（松井盛泰）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

まず始めに、有収率の減少についてご説明致します。有収率の現状につきましては決算書の報告16ページの記載のとおり平成30年度で約70%となっており、有収水量につきましては平成29年度に比べて約9万8千程多くなっております。減少率で9.9%程の減少になっています。ここ数年、有収率で80%続いていたものが今回、約70%に減少していることになっております。この原因を考えますと、管路の老朽化の進行により漏水対策を実施した箇所によりまして管内の水圧が上昇したことにより、漏水量の増加と漏水箇所が増えたものと我々は考えております。町と致しましても毎年漏水調査を行いながら漏水箇所を発見し補修を行っておりますが、漏水箇所全てが発見出来ない状態にあります。特に給水管に多く問題を抱えているものだと考えております。給水管はデータが少なく個人で引かれたものが多く、給水管からまた枝分かれして個人が通っている管とがあり、把握しきれていない点が多くあると思います。町と致しましても漏水対策の一環としまして、数年前から元町のスキー場の下の配水管の更新を行っております。そういう形で年々対処療法的に行っておりますけども、しかしながらせつかく通した水をですね、多く漏れているという状況については大変問題があると考えております。そのことから今後、漏水化対策としましてはですね、給水管の把握の推進を今も行っておりますけども、今後スピードアップさせていきたいなと思っております。また、今まで地区別に漏水調査を計画的に行っておりますが、一応配水管につきましては給水管の漏水調査を一度終わっているんですが、終わってから日にちも結構年数も経っているものもありますので、計画的な全町の漏水調査を再度行うことを来年度から検討しております。また、配水管、給水管の把握のために今現在、国から水道台帳の整備を求められております。町につきましても、今後、水道台帳の整備を早期に実施していく上でおります。また、水道ビジョンの時に管路の更新について一応ご説明させていただいておりますが、その更新の時期を早める等、また管路の耐震化も図る等しながらですね、漏水化対策を図っていききたいと考えています。しかしながら、31年度の令和元年につきまし

てはもう9月、10月を迎えるものですから、今年度も早急に漏水箇所を数カ所直してはいるんですけど、急激に10%とか上がるような状況は見込めない状況であります。だから、はっきりその対策が講じた段階でいくと、令和2年度以降には上昇してくるものだと考えております。収入の減少については、これは北電の火発で使っていただいている水の工業用水の減少が大きいものであります。北海道さんの方にもちょっと今後の計画、今まで下がっている状況と今後の計画をちょっとお聞きしております。しかしながら、ここの発電所の中ではですね、北海道全体と致しまして発電計画を本店の方で計画しております、今後の水の量と、発電量に合わせた水の量という形の中では今現在では正確には見通せないという形になっておりまして、今後も発電需用を考えれば減少していく可能性が高いと町の方では考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 委員長（松井盛泰）

9番、谷口委員。

◎ 9番（谷口康之）

課長の説明で言いますと、やっぱり漏水箇所を修理してもやっぱり水ですから、次から次へと古いところから圧が、あれで、弱いところからパンクしていくという形で説明したと思うんですけども、そういうふうな形で理解して宜しいですね。わかりました。そしたらですね、確かに水道も長寿命化計画とかそういう40年、50年先までの計画は作ってあるんですけども、そういう部分との対応というものは、これから、私がいつも前から言っているんですけども、災害に強い部分ということで考えてくださいということで、やっぱりその中のライフラインの中でもやっぱり何かあった時に水と燃料と食料が一番重要だということですから、その辺についてももう少ししっかりやってもらいたいなと思います。それからですね、水道の監査意見の中にも4ページのですね、水道料の部分で30年度は件数が184件ということになっています。そして金額が380万近く、そのまずどういう形でこうなっているのかお知らせください。それから、閉栓手数料ですね、閉栓ということになりますと閉めるということですけども、この辺の需用はどういうふうになっているのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（松井盛泰）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

まず老朽管対策の話から致しますと、平成30年の3月に水道ビジョンをお話し、更新の計画も合わせて概略を説明させていただきました。今、町では今の予定では今年度中に水道経営戦略というものを策定する予定であります。その計画の中でも更新計画について入れていく訳ですが、一応それにつきましても策定した段階で議会の皆様にもお示し、ご説明したいと考えておりますので、それが出来た段階で経営戦略を策定し、恒久的な安心・安全な水を供給出来るような設備について更新をしていきたいと考えております。閉栓につきましてはですね、一回2千円で町民の皆さんから休止の手続きがあった時に町の方で閉栓して、手数料2千円程いただいております。未収金ですね、監査委員さんの意見書の中にもありましたとおり、ちょうど平成30年度の3月30日が確か土曜日にあたったと思うんですけども、そういう形の中で口座振替されている方が3月中に落ちなくて翌年度になってしまっていて、そういう形の中で一時的に増えたという形であります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 委員長（松井盛泰）

9番、谷口委員。

◎ 9 番 (谷口康之)

監査委員さんの意見書にも書いてありましたけど、やはり水道事業もこれから大変厳しくなっていくのかなと私は想像します。だから、我々もこれからも一般町民の方々もやっぱり水道料金の改定とかというものをこれから現実味を帯びてくるのかなと私はちょっと危惧しているんですけども、そういうことは一日、一年でも長くですね、今の料金体系で維持してもらえそうな形で努力してもらいたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長 (松井盛泰)

他、質疑ございますか。

10番、伊藤議長。

◎ 議長 (伊藤政博)

3ページの損益計算書に基づいてお尋ねするんですが、今年は水道の基本的な売上が1億800万でしたと。これに掛かる費用が1億2,200万だと。そういうことで本体的な水道事業では1,358万の赤字ということです。それを営業外収益、営業外費用での部分が1,761万の黒字でしたが、トータルで403万の経常収益ということになりました。そこで営業外収益の中で一番大きいのは長期前受金戻入1,942万なんですが、中身見ますと国道補償金、あるいは工事の負担金ということですが、本来的にはその部分は資本的収入の方で処理すると思うんですが、損益計算書に出てくる理由というのはどんな意味合いがあるのか、この辺お尋ねします。

◎ 委員長 (松井盛泰)

上下水道事務係長。

◎ 上下水道事務係長 (南 和敏)

ご説明します。今、長期前受金の戻入なんですが、こちらについては今、議長の方から説明あったとおり補助金、通常であれば一般会計の繰入金、あと補助金の部分がこちらの方の該当になるんですが、補助金については大きく工事をやった時に補助金等をもってその年に収入として一回計上になるんですけども、それについては今後使っていく施設でその年の人だけに、負担その年だけの収入として扱うのではなく、その施設等が今後使われていく中で計上するものだということで取り扱うものです。減価償却については逆のパターンで、支出についてはその年の支出で計上されるんですけども、今後10年間、もし減価償却10年であれば10年に割って計上していくという形になります。資本的支出というのは、ですから長期前受金については本来料金で収益の方を賄うんですけども、それ以外の部分で補助金等も経営の中で本来計上出来ない分、返さなきゃならない部分ということで収益の方に入るということなんですけども、ちょっとわかりづらい説明ですよ。

◎ 委員長 (松井盛泰)

10番、伊藤議長。

◎ 議長 (伊藤政博)

基本的な考え方はわかりました。他会計や国の補助金としてですね、お金が入ってくると。それを単年度だけで受けるのではなくて、それを長期にわたってですね、別の会計の方に預けておいてそれを耐用年数10年なら10年に分けて収入として計上しますと。当然のことが経費の方も一年で工事するんですけども、その工事の負担というのは減価償却費という形で毎年増やしますとそういう収入と支出のそういう考え方ということだと思います。という

ことはこの1, 442万、年度によって多少の変動はするんですが、今後ともある程度この金額のですね、戻入ということで損益計算書に計上されてくると理解して宜しいんですか。

◎ 委員長（松井盛泰）

上下水道事務係長。

◎ 上下水道事務係長（南 和敏）

そうなることになります。

◎ 委員長（松井盛泰）

その他、質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これより認定第7号を採決致します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成30年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定すべきものと決定を致しました。

● 閉会宣言

◎ 委員長（松井盛泰）

これで本委員会に付託された案件は、すべて終了致しました。

会議を閉じます。

平成30年度知内町各会計決算審査特別委員会を閉会致します。

委員の皆様方には、2日間にわたり熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。また、格別なるご協力をいただきましたこと、大変有り難くお礼を申し上げます。

なお、この後、議員控室において、審査意見の取りまとめを行いますので、委員の皆様方それぞれ意見を持ち寄って、よろしくお願いを致したいと思います。

どうもありがとうございました。

（ 閉会 午前11時50分 ）